

とつとり創薬実証センター利用料金に関する取扱要項

平成30年5月8日
染色体工学研究センター長裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、鳥取大学染色体工学研究センターが管理するとつとり創薬実証センター(以下「センター」という。)の居室及び実験室(以下「居室等」という)を民間企業等が利用する場合に徴収する料金について必要な事項を定めるものとする。

(利用料金等の額)

第2条 居室等を利用する民間企業等(以下「利用者」という。)は、別表に定める利用料金を支払わなければならない。

2 利用者は、前項の利用料金のほか、当該居室等において使用した水道光熱費の実費を支払わなければならない。

(利用料金等の支払方法)

第3条 利用者は、鳥取大学(以下「本学」という。)の発行する請求書により、利用を予定する月分の利用料金の全額を請求書に定める納入期限までに支払わなければならない。

2 利用者は、本学が指定する方法により、水道光熱費の実費を本学が指定する期日までに支払わなければならない。

(利用料金の返還)

第4条 既納の利用料金のうち、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって居室等を利用しない月の利用料金については、利用者から返還請求があつたときに限り、返還するものとする。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、センターの居室等の利用料金等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成30年5月8日から実施し、平成30年4月1日から適用する。

(別表) 居室等の利用料金

名 称		面 積	利用料金
1階	居室	103	29.12 m ²
		104	29.12 m ²
		105	29.12 m ²
	実験室	101	55.2 m ²
2階	居室	204	29.12 m ²
		205	29.12 m ²
3階	居室	302	25.7 m ²
		304	29.12 m ²
		306	25.37 m ²
	実験室	301	55.2 m ²
		305	58.24 m ²
		307	58.24 m ²